

## 4 地域からの推薦等を受けて活動する委員等

委員名	活動内容	任期
民生委員・児童委員 及び主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱される <b>特別職の非常勤公務員</b> で、地域住民の相談・援助や見守りを行い、行政や専門機関への「つなぎ役」として地域福祉の推進など多方面にわたり活動しています。	3年
スポーツ推進委員	<b>市長から委嘱される非常勤公務員</b> として、各種スポーツ振興事業の推進をしています。	2年
青少年指導員	<b>市長及び県知事から委嘱</b> され、地域社会における青少年の自主的な活動と、その健全な育成を推進しています。	2年
保健活動推進員	<b>市長から委嘱</b> され、行政の健康づくり施策のパートナーとして、地域の健康づくりを推進しています。	2年
環境事業推進委員	<b>市長から委嘱</b> され、自治会町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた <b>3R行動・地域の清潔保持を推進</b> します。	2年
消費生活推進員	市長から委嘱され、地域における消費者のリーダーとして、地域と連携して、自主的に悪質商法防止などの <b>消費者問題の学習や普及・啓発活動</b> を推進しています。	2年
保護司	法務大臣から委嘱される <b>非常勤の国家公務員</b> で、地域において犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための啓発活動を行います。	2年 (再任妨げない)

※各委員の詳細は、12～17ページの資料を参照してください(保護司を除く)。

**自治会町内会や地区連合から委員等の推薦を受けて、  
各種公益的活動を推進しています。**

推薦 依頼時期	推薦先(担当)	提出時期	摘 要(推薦基準等)
毎年 2月(欠員補充) 7月(欠員補充) 2025年 5月(一斉)	福祉保健課 福祉保健係 954-6101	毎年 4月(欠員補充) 9月(欠員補充) 2025年 8月(一斉)	○民生委員・児童委員は、各自治会・町内会から <u>原則200世帯～440世帯に1名</u> :地区推薦準備会の 開催と適任者の推薦 ○主任児童委員は、 <u>地区連合から2名</u> :連合地区 推薦準備会の開催と適任者の推薦
2024年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2025年 2月	各自治会町内会から <u>原則1名</u>
2025年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2026年 2月	自治会町内会の数、世帯数等を勘案し、各地区 <u>連合ごとに一定数</u>
2024年 11月	福祉保健課 健康づくり係 954-6146	2025年 2月 締切後も 随時受付	各自治会町内会から <u>原則1名</u> <u>250世帯につき1名を目安</u> とします。
2024年 11月	資源循環局 旭事務所 953-4811	2025年 2月	各自治会町内会から <u>原則1名</u>
2024年 11月	地域振興課 地域活動係 954-6095	2025年 2月 締切後も 随時受付	活動している地区連合の各自治会町内会から <u>原則1名</u>
随時	旭区社会福祉 協議会 392-1123	委嘱日 4月1日 10月1日	<p>《保護司候補者の要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱日現在66歳以下であること</li> <li>・禁錮以上の刑に処せられたことがない者</li> <li>・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したものでない者</li> </ul>

# 民生委員・児童委員、主任児童委員とは？



高齢者世帯への  
声掛けや、訪問



高齢者向けの  
ふれあいサロンの開催



子育ての  
相談・支援



子育てサロンの  
紹介



地域で小学生の  
ジュニアボランティア活動  
を進める



一人で寂しい  
食事しても食欲が  
無く、不安だな…



地域で実施し  
ている食事会  
を紹介



認知症などの  
相談先や関係機  
関でのサービス  
等の案内



**Q1**

民生委員・児童委員、  
主任児童委員(※1)とは？

**A1**

子どもから、高齢者まで、  
地域のみなさんの  
身近な相談相手です！

**Q2**

具体的には、  
どのような活動をしているの？

**A2**

高齢者世帯への声かけや  
訪問、ふれあいサロン・  
食事会などを紹介しています。  
子育てサロンの紹介、  
様々な子育ての相談・支援  
を行っています。

**連携！**

**Q3**

すべて民生委員が  
解決するの？

**A3**

民生委員は、皆さんの悩みごとを解  
決するために、行政や関係機関に  
つなげていくための「パイプ役」です。  
また、様々な福祉サービスを  
紹介します。

**協力！**

**Q4**

何だか大変そう…  
一人で活動するの？

**A4**

各地区(20地区)ごとに協  
議会があり、そこに属して活動し  
ています。協議会では、月1回程  
度会合を開催したり、研修をし  
たり、みんなで相談ごとの対応方  
法を話し合うなど、一人で抱え込  
む事がないよう、みんなで取り組  
んでいます。

【年間の主な活動】 ※この他に、各地区ごとの活動があります。

時期・頻度	主な内容
通年	相談、訪問・見守り活動
毎月1回程度	定例会(各地区ごとに開催)
随時	全員研修、その他の研修もあります。
7/1、12/1	欠員補充、一斉改選(3年に一度実施) (地域の推薦準備会で候補者を選出)
8~12月	ジュニアボランティア体験事業 (各地区の小学生が地域の福祉活動に参加することを支援)
10月	赤い羽根共同募金

○ 民生委員・児童委員、主任児童委員(※1)は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれ担当する区域内で地域福祉増進のため、幅広い活動を行っています。

○ 地域の皆さんの悩み事をお伺いします。※2

○ ひとり暮らしの方の見守り活動や子どもたちへの声かけを行います。

○ 地域でのボランティア活動や福祉サービスを進めます。

※1 児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員を「主任児童委員」と言います。

※2 民生委員・児童委員には、法的な守秘義務があり、ご相談内容の秘密を守ることになっています。

旭区のスポーツ、横浜のスポーツを支える！  
**スポーツ推進委員**



**主な活動内容**



市内で行われる国際大会のコース設営や管理に携わることで、**選手を間近でサポートすることが出来ます！**



老若男女を問わず競技に参加する「旭区民スポーツ祭」を開催しています。大会の中でスポーツ推進委員は、**運営や救護で活躍しています！**



審判講習会を受講することで、区内で行われる大会で**審判員として活躍しています！**



講習会を通して、**スポーツの知識を向上させます！**

開催月	年間スケジュール(予定)
5月	ITU世界トライアスロンシリーズ横浜大会
7月	審判講習会と救命講習会を隔年ごとに実施
8月	旭区民スポーツ祭8月大会
9月	旭区民スポーツ祭9月大会
9月	横浜シーサイドトライアスロン
10月	横浜マラソン
10月	旭ふれあい区民まつり
11月	旭区民スポーツ祭11月大会
12月	旭区クロスカントリー大会
1月	旭スーラシア駅伝
3月	旭区スポーツ人のつどい
3月	旭区スポーツ推進委員大会を隔年で実施

※全ての方に、全イベントに従事していただくわけではありません。各地区でどのイベントに従事するか、相談していただくこととなります。  
 ※このほか、各地区における行事があります。

※一括で杜協のボランティア活動保険に入るので、安心して活動できます。また、ユニフォームや帽子なども支給されます。

未来を担う子どもが、ふるさとの旭区で健やかに成長するために！

# 青少年指導員



よこはま動物園ズーラシアで、動物と自然とのふれあいや、こどもの創造性を養うことを目的に、「旭区こども写生大会」を企画・運営しています(6月)。



こども自然公園の豊かな自然の中で、様々な体験や人々との交流を通じて、思いやり・協調性・自然を大切にする心を育みます。(旭区親子野外自然体験活動)(11月)



児童・生徒の発表・交流の場、また、学校と地域の交流の場を目的に、「旭区学校音楽祭」を実施しています(12月)。



旭区大なわとび大会では、こどもたちのチームプレーを運営側として支えています！(2月)

## 【区・市等の主な活動実績】

時期	主な内容
6月	旭区こども写生大会(ズーラシア)
6月	青少年指導員研修会
7月	全市統一行動パトロール活動(夜間パトロール)
7月頃	社会環境実態調査(カラオケボックス等の調査)
10月	全市統一行動キャンペーン(区民まつりでの啓発)
11月	旭区親子野外自然体験活動(こども自然公園)
12月	旭区学校音楽祭(横浜富士見丘学園中学校・高等学校)
2月	旭区大なわとび大会(旭スポーツセンター)
9月、3月	広報紙「あさひ青指だより」の発行(年2回程度)

※全ての方に、全イベントへ参加していただく訳ではございません。

※この他、各地区における行事があります。

Q1. どんな活動をしているの？

A1.

こどもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するために、地域でのイベントをはじめ、「旭区こども写生大会」等のイベントや夜間パトロール、カラオケボックス等の立ち入り調査等を実施しています。

Q2. 活動するにあたって、ケガをした時のための保険等がありますか？

A2.

ボランティア活動保険に入るので、安心です。旭区青少年指導員のユニフォームや帽子なども支給されます。

Q3. 自分にできるか不安だな・・・何か、講習会はありますか？

A3.

新任青少年指導員を対象に、その役割や具体的な活動内容についての研修があるので、初めての方でも安心です。また、外部講師をお招きして、こどもを楽しませるアイスブレイキングや、コミュニケーションゲームの手法を体験して学ぶ等、自分のスキルや知識の向上に繋がります。

青少年指導員(通称「青指(せいし)」)は、未来を担うこどもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するため、地域ぐるみで青少年健全育成を図る活動をしており、横浜市長からと同時に、神奈川県知事からも委嘱されます。

活動内容の一部をご紹介します。11月に、こども自然公園・同青少年野外活動センターで行われる「親子野外自然体験活動」では、ウォークラリーと野外炊事を行います。ウォークラリーは、青少年指導員が考えた様々なクイズが、園内の数か所のポイントにあり、親子で協力しながらクイズを解き、チェックポイントを周ります。また、野外炊事では、薪割りや火おこしを体験し、焼きそば、焼きマッシュマロなどを作ります。このように親子で参加して体験できるイベントなどを企画、運営しています。

また、「旭区大なわとび大会」は区内19地区で予選大会を行い、勝ち抜いたチームが地区の代表として優勝を目指して頑張ります。過去の大会では2,086回跳んだチームがあり、選手、保護者、そして、青少年指導員も大いに盛り上がりました。

こども達と触れ合うのが好きな方、ぜひ一緒に活動しませんか！よろしくお願いたします。

# 旭区保健活動推進員は こんな活動をしています



## ◇保健活動推進員とは…？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱します。地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康施策のパートナー役として、地域で生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

横浜市の健康づくり施策の指針である「健康横浜21」の地域における推進役として地域の人々の健康を支えるための活動を行うことが期待されています。

任期は令和5年4月から2年間です。

## ◇活動内容は…？

- ・地区単位や区単位の保健活動推進員会に属し、活動計画に沿って、他の保健活動推進員と一緒に活動します。
- ・区役所が主催する育成研修を始め、様々な研修を通じて健康について学びます。それを、ご自身の健康づくりに活かしていただくとともに、地域の健康づくりのための活動に出来る範囲で取り組みます。
- ・健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することや、区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。
- ・市民活動保険にボランティア活動保険を付加し、保健活動推進員の活動を補償します。
- ・個人に対する報酬はありません。地区研修活動等に対して区から各地区へ交付金があります。
- ・永年にわたって活動いただいた方には、勤続表彰の制度があります。

### <活動例>

- ・健康づくりに関する研修会への参加
- ・健康チェック、体力測定の実施
- ・ウォーキング指導、体操教室の開催
- ・受動喫煙防止や健(検)診受診促進の啓発活動等



総会（5月）



受動喫煙防止・禁煙キャンペーン(5月)



健康フェアでの健康チェック(10月)



各地区での活動例(ロコモチェック)

研修等の受講や活動の実践により、健康に関する知識が増え、ご自身やご家族の健康づくりができます。

活動を通じて地域の皆さんが健康になり、いきいきとした活力ある地域になります。

また、地域での仲間づくりができ、支えあって暮らせる地域につながります。



# 環境事業推進委員は こんな活動をしています

## 分別排出実践・啓発活動

各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動

## 環境行動の実践・啓発活動

家庭内及び地域イベント等での3R行動の啓発行動の実践・啓発協力

## 地域清掃活動の推進

各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う

## 推進委員の 主な活動

## 地域への情報提供

地域住民へのごみ減量・3R行動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関するこの情報提供

## 清潔できれいな街づくりの推進

区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う

## 住民からの相談と 行政機関への連絡

地域での3R行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連携

## 区単位または地区連合単位での取組

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街頭クリーンキャンペーン(ポイ捨て防止キャンペーン)等への参加・協力
- (3) 研修会への参加
- (4) 他の地域団体との交流による協力体制づくり



### 環境事業推進委員の身分及び補償について

#### 1. 身分について

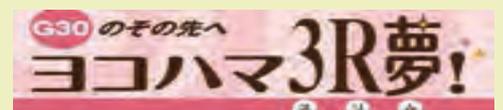
横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則に基づき市長が委嘱する、「一般廃棄物の減量化及び再生利用を促進するボランティアとして地域で活動していただくリーダー」です。

#### 2. 活動補償について

環境事業推進委員の身分はボランティアであることから、活動中の補償につきましては、市民活動保険等により補償を行うこととします。



集積場所パトロールの様子



安全で快適な消費生活を推進する地域のリーダー

## 消費生活推進員

Q1.

消費生活推進員は  
どんな活動をしているの？

A1.

地域の方々向けに、悪徳商法防止のための講習会を開いたり、広報誌を作成したり「賢い消費者」を育てる活動をしています！

Q2.

一人で活動するの？  
誰かと一緒に活動するの？

A2.

地区ごとにみなさんと活動していただいています。活動内容は地区のみなさんと相談して決めています。

Q3.

自分にできるか不安だな・・・  
何か、講習会はあるのかな？

A3.

4月に新任者研修を実施するほか、「横浜市消費生活総合センター」に講師の派遣を依頼することもできます。



地域の人を集めて悪徳商法防止のための講演や紙芝居をして、知識を広めよう！



消費や環境に関する広報誌を作って、みんなにお知らせして、「賢い消費者」に！



施設見学会を実施して、自分の知識を高めよう！

【令和5年度主なイベント】※予定です

開催月	イベント名(活動を除く)	活動
4月	委嘱式・新任者研修 地区担当者会議	↑ 年2回以上の活動 (啓発講座など) ↓
5月		
6月		
7月	旭区消費者大学 地区担当者会議	
8月		
9月		
10月	区民まつり(啓発物品配布)	
11月	旭区消費者大学 地区担当者会議	
12月		
1月		
2月	地区担当者会議	
3月		

消費生活推進員は、横浜市長の委嘱を受け消費者の主体的活動を促進し安全で快適な消費生活の推進を図るための活動をしています。

消費活動は、人が生きていく上で欠かせないものですが、高齢者を狙った悪徳商法や、高額契約など被害も多く発生しております。国としても平成21年に消費者庁を創設し、消費者問題に取り組んでいますが、横浜市消費生活推進員は、自ら消費の知識をつけて自分が「賢い消費者」となり、その知識を地域で広めて頂くことで「賢い消費者」の輪を広げていく市民活動の担い手です。

具体的には、地区ごとに「悪徳商法」の知識をつける啓発活動などを行っていただいております。

お買いものが好きな方、悪徳業者にだまされたくない方、環境問題に関心のある方に特に向いた活動です。よろしくお願いたします。

× ㊦ ♪



## ～「あさひくん」で 地域のイベントを盛り上げませんか？～



旭区役所ではマスコットキャラクター「あさひくん」の着ぐるみの貸出しを行っています。  
ご利用いただいた方からは、「あさひくん」が参加することでイベントが盛り上がったと大好評！

地域のイベントに「あさひくん」を登場させて行事を盛り上げませんか？

### 1 旭区マスコットキャラクター「あさひくん」について

旭区制40周年を記念して、マスコットキャラクターのデザインと愛称を募集し、誕生しました。

### 2 サイズについて

着ぐるみは大と小の2種類あります。

(1) 大（高さ約2メートル（着用時）、幅約1.5メートル）

・注意点：室内で利用するときは出入りする扉の大きさに御注意ください。

(2) 小（高さ約1.8メートル（着用時）、幅約1.1メートル）

・注意点：着用は身長170cmくらいまでの人が望ましいです。 ※写真は着ぐるみ「小」です。

身長が高い場合、着ぐるみのブーツから着用者の素足が出てしまう恐れがあります。

※なお、大と小の両方を同時に登場させることはできません。



### 3 費用について

・貸出しに費用はかかりません。ただし、運搬については、使用者にてお願いします。

・ワゴン車等の大きい車でないと運搬できない可能性があります。

※QRコードからも  
アクセスできます。

### 4 貸出方法について

(1) 旭区のHPから「着ぐるみ貸出申請書」をダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/shokai/mascot/asahikun2.html>

(2) ご提出は地域振興課へ。eメール、FAX、持参、郵送いずれの方法でも構いません。

(3) 旭区から貸出承認書が届きます。

(4) 貸出日に地域振興課へ受け取りに来てください。

※注意事項

・申請書は使用される3か月前から1週間前までにご提出ください。

・貸出しは申請書の先着順で行うほか、行政利用のためご希望の日程で貸出しできない場合もありますので、事前に電話にて空き状況を御確認ください。

・閉庁日は貸出しや返却の対応をしていません。

・貸出期間は最長7日間です。



旭区地域振興課生涯学習支援係

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-4-12

TEL: 045-954-6095 FAX: 045-955-3341

Eメール: as-asahikun@city.yokohama.jp